

平成28年度 第1回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成28年11月28日（月）15：00～17：00

2. 場 所 JICA市ヶ谷ビル 2階 セミナールーム201AB

3. 議 事

- (1) 委員長選出及び委員長代理の指名
- (2) 返還金の回収状況等及び機関保証制度の運用状況について
- (3) 日本国際教育支援協会における機関保証事業について
- (4) 新たな所得連動返還型奨学金制度について
- (5) 平成28年度機関保証制度検証委員会テーマ（案）について
- (6) 民間シンクタンクによる今年度のリスク分析（概要）について

4. 出席者

◎委員

遠藤委員、近藤委員、宗野委員、丹野委員、林委員（委員長）、大森委員、大木委員

○（独）日本学生支援機構（以下、「機構」）

遠藤理事長、高橋理事長代理、藤森奨学事業戦略部長、大石債権管理部長、福本機関保証業務課長

■（公財）日本国際教育支援協会（以下、「協会」）

岸機関保証課長

●分析業務受託業者

アクセセンチュア株式会社

5. 議事概要

・議事（1）委員長選出及び委員長代理の指名

機関保証制度検証委員会設置要項第5条第1項に基づき、委員の互選により林委員が委員長に選出された。

機関保証制度検証委員会設置要項第5条第3項に基づき、林委員長により丹野委員が委員長代理に指名された。

・議事（2）返還金の回収状況等及び機関保証制度の運用状況について

機構より、資料3、資料4及び資料5に基づき説明が行われた。

委員との質疑応答は次のとおり。

◎ 委員

昨年度の機関保証制度委員会においても、機関保証選択率が今後上昇するか低下するかが議論されていた。機関保証選択率は平成26年度末の46.3パーセントから、平成27年度末は43.5パーセントに低下しているが、原因はなにか。

○ 機構

昨年度の機関保証制度委員会ではアンケートの結果報告を踏まえて説明したが、人的保証と機関保証は選択制であり、機関保証選択率低下の明確な原因については掴みかねているところである。

○ 機構

正確に因果関係を分析したわけではなく感覚論的ではあるが、予約採用が7割強に増加しているのが一因ではないか。予約採用は進学すれば奨学金の貸与を受けられることが確定しており、保証人を探す時間をとることができる。そのため、予約採用が増加すれば機関保証選択率は低下するだろうという感触を持っている。

◎ 委員

他に何か低下の原因として考えられることはあるか。予約採用の増加による機関保証選択率の低下はあるかと思う。引き続き、低下の原因について調査を行ってほしい。

・議事（3）日本国際教育支援協会における機関保証事業について

協会より、資料6及び机上資料1に基づき説明が行われた。

委員との質疑応答は次のとおり。

◎ 委員

平成29年度までに職員の増員を予定しているとのことだが、11名から12名に増員するということか。

■ 協会

ご指摘のとおりである。

◎ 委員

協会が行う法的措置について、支払能力がある者に対して厳しく督促を行うのは当然であるが、それを世間的に周知する方法はないか。

■ 協会

協会が法的措置を実施していることを分かってもらうのは重要である。一方、この点を過度に強調すると奨学金の貸与を躊躇させる可能性もある。これらを考慮しながらホームページ等で周知を行いたい。

◎ 委員

支払能力のある者に対してより早期に何かできることはないか。

■ 協会

協会が催告書を送付し受け取ったもののうち、約2割の者から反応があるなかで、催告書送付への反応がなく、返済能力が十分にあると判断した者には支払督促申立を実施している。そういうたるにはサービスでも厳しい督促を行っているので、法的処理の対象となる状況の人は少ない。全く応答のない者の支払能力を把握することは難しいが、督促を強化していくたい。

・議事（4）新たな所得運動返還型奨学金制度について

機構より、資料7に基づき説明が行われた。

・議事（5）平成28年度機関保証制度検証委員会テーマ（案）について

機構より、資料8に基づき説明が行われ、委員より原案のとおり承認された。

・議事（6）民間シンクタンクによる今年度のリスク分析（概要）について

機構より、資料9に基づき分析の方向性について説明が行われた。

アクセセンチュア株式会社より、机上資料2に基づき分析方針の説明が行われた。

委員との質疑応答は次のとおり。

◎ 委員

機関保証制度に係る将来のリスク分析について、中立シナリオでは「機関保証選択率を一定と仮定」としているが、機関保証選択率はどの数値を用いるのか。

● 分析業務受託業者

現時点では平成27年度末の機関保証選択率である43.5パーセントを用いることを想定している。

■ 協会

平成28年9月末では41.2パーセントとなっている。

◎ 委員

新所得連動返還型奨学金制度の導入によって機関保証選択率は上昇すると思うが、低下については検討しなくてもよいのだろうか。

● 分析業務受託業者

上昇・低下両方の分析は可能であるが、ストレスをかけたリスク分析という観点からは機関保証選択率が上昇するシナリオを採用するのが適切であると考える。

◎ 委員

昨年度の財政収支シミュレーションでは、適状代位弁済率が財政収支に与える影響が最も強いという結論が得られていた。今年度のシミュレーションにおいても、引き続き精緻に分析を行って欲しい。

◎ 委員

新所得連動返還型奨学金制度の導入により、代位弁済後の回収率が低下する可能性があるということに気がかかる。

◎ 委員

財政収支シミュレーションの実施においては、延滞債権の状況や代位弁済率について、学種別の詳細な分析が必要であると思われる。

○ 機構

委員方からご指摘いただいた点を踏まえて分析を実施したい。

◎ 委員

新所得連動返還型奨学金制度導入後の代位弁済実行の条件について伺いたい。現行制度では、延滞13月目で代位弁済請求を行っている。例えば返還月額14,400円の場合、13月滞納するとある程度まとまった金額となるが、新所得連動返還型奨学金制度においては最低返還月額が2,000円であるため、13月滞納した金額で代位弁済請求するのは如何なものかという考え方もありうるのではないか。他方で、その程度の金額ならば支払うことができる、代位弁済請求には至らないのではないかとも思う。また、年収300万円以下では従来通り返還期限猶予制度を利用できるので、適切に手続きを行えば、代位弁済に関する状況は新所得連動返還型奨学金制度を選択した者であっても現行の定額返還型の者と変わらないようにも思う。

○ 機構

新所得連動返還型奨学金制度の影響が代位弁済の状況にどのように影響するかについては、導入前にどこまで予測できるか、という問題がある。現時点でのシミュレーションに精緻に盛

り込むのは難しいと思うが、委員の皆様と相談しつつ検証を進めていきたい。

◎ 委員

裁判案件を見ていると、返還期限猶予の基準を満たしていたにもかかわらず、証明書を提出する段階で手続きをやめたり諦めたりする返還者が見受けられる。新所得連動返還型奨学金制度においては、返還期限猶予の願い出に当たって証明書の提出は不要となるのか。

○ 機構

本人の同意の下で提出不要となる予定である。

◎ 委員

将来的には、申請さえすれば返還期限猶予の手続きができるので、返還期限猶予の利用率は増加するだろう。一方で年収300万円以下の者等という返還期限猶予の対象については現行制度から変わらないので、当面の財政収支は問題ないと思う。返還期限猶予の適用上限の10年を使いきった後は別途シミュレーションが必要であるが、これとは別に、実際の返還指導としては、手続きが容易になるのだから申請を促したほうがよい。

(以上)